

教育本部規約

(目的)

第1条

教育本部は、理事会に直属する専門統括部門でありドッグサップの普及指導並びに強化またドッグサップの事故傷害防止対策に関し理事会の諮問に答え下記項目を施行することを目的とする。

- (1) ドッグサップ指導者の育成
- (2) 公認資格者の審査、認定
- (3) 公認ドッグサップスクール等の審査、公認並びに認定
- (4) ドッグサップ及び事故傷害防止に関する調査研究
- (5) その他理事会の諮問に応じ原案の作成

(事業)

第2条

教育本部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 公認インストラクター及び公認検定員の検定及び認定
 - (2) 公認インストラクター及び公認検定員の技術研修会の開催
 - (3) 公認ドッグサップスクール等の公認及び認定
 - (4) その他、目的を達成するために必要と認める事業
- この事業についての規定・基準は別に定める。

(役員)

第3条

教育本部には次の役員をおく。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 3名以内
- (3) 専門委員 若干名

(役員を選任)

第4条

すべての役員は理事会において選任する。

(役員の仕事)

第5条

本部長は教育本部を代表し業務を統括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故がある時又は欠ける時は予め、定められた順位に従い、その職務を代理し、執行する。

3 役員は本部会を組織し、この規約に定めるもののほか本部会の権限に属しめられた事項以外の事項を決定し執行する。

(役員任期)

第6条

役員任期は3年とし再任を妨げない。

2 補欠または増員により選出された役員任期は前任者または現認者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 理事任期の変更が生じたときはこの限りではない。

(役員解任)

第7条

役員は次の各号の一つに該当する時は本部会においてこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認めるとき。

(2) 職務上の業務違反その他、役員たるににたかわしくない行為があると認められた時。

(事務局)

第8条

教育本部の事務処理をするために日本ドッグサップ協会内に事務局員を置き、これにあたる。

(細則)

第9条

この規約の施行についての必要な細則は教育本部会の議決を得て、本部長がこれを別に定める。

(規約の改廃)

第10条

この規約の改廃は理事会の議決による。

2 細則についてはこの限りではない。